

パブリック・コメント制度の流れ

市民生活に広く影響を与える、計画や条例等の政策案の作成

基本的な政策（基本方針、基本計画等）
条例の制定・改廃



案を市民等の皆さんに公表します

素案等の公表	公表方法	市民等の定義
<ul style="list-style-type: none"> 素案 素案作成の趣旨、目的及び背景 素案の概要 その他必要な参考資料 . 	<ul style="list-style-type: none"> 広報だざいふ 市ホームページ 実施機関の担当窓口 指定場所での閲覧または配布（中央公民館、市民図書館、いきいき情報センターなど） 	<ul style="list-style-type: none"> 市内に住んでいる人 市内に事務所、事業所を有する人 市内に通勤、通学している人 本市に対して納税義務を有する者 案の利害関係者



意見等の提出（公表した日から原則として30日以上の期間を設けます）

提出方法	提出者
<ul style="list-style-type: none"> 所管課等への持参 郵便 ファクシミリ 電子メール その他 	<ul style="list-style-type: none"> 住所 氏名又は団体名 電話番号を明記



提出された意見等の取扱

<ul style="list-style-type: none"> 素案に反映できる意見・情報、意見に基づき案を修正し公表 	<ul style="list-style-type: none"> 素案に反映できない意見・情報、反映できない理由を明示し公表
---	---



最終的な意思決定を行い、案を公表

- 最終案
- 検討結果（提出された意見等とともに、意見等に対する市の考え方を公表）



議会の議決を要するもの
議会へ提案・議決



施行・政策決定

